

## 生駒市条例第 15 号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 28 日

生駒市長 山下 真

### 生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和 46 年 11 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第 6 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第 29 条第 1 項中「調製させ」を「作成させ」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、地方自治法第 123 条第 3 項の規定を準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。